

私は、六論会を代表しまして発議第 13 号ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書に反対の立場で討論いたします。

ジェンダー平等とは、一人一人の人間が、性別にかかわらず平等に責任や権利の機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決められることができることを指しています。

国連では、2015 年に人々が豊かに暮らし続けていくための、世界共通の持続可能な目標として、SDGs を採択しました。ジェンダー平等は、目標 5 に掲げられており、女性への差別や暴力をなくし、女性が伸び伸びと能力を伸ばすことが出来るような、社会の仕組み作りが目標になっています。

現在に至るまで、日本においても女性の地位向上や差別撲滅を目指し、世界女性会議等に参加することで、1980 年には女子差別撤廃条例や、1995 年北京宣言及び行動綱領といった女性の地位向上や、ジェンダー平等のために国際的な約束事を支持してきました。取り組みの中心は、内閣府にある男女共同参画局であり、1999 年男女共同参画社会基本法、2001 年配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、2015 年女性活躍推進法など、社会の変化に合わせて改正が繰り返されており、徐々にではありますが、社会的文化的醸成が図られています。

今私たちがすべきことは、案文にあるようなこの場にそぐわぬ口汚い言葉で政権を罵るのではなく、男性女性の視点から共に自由で生きやすい社会を目指し、学校や家庭でも男女の固定観念に縛られず、将来を自由に描けるような教育が行われるには、どうすべきか考えることが重要です。今すぐ男女の賃金が 1 対 1 になることを求めるのではなく、働き方全体の改革の中で、女性の登用なども進めていくべきで、いきなり女性管理職を増やそうとしても、そこには無理があると言えます。

ジェンダーに関しては、長い歴史の中での社会的文化的な中で育まれるものです。法整備を一方向的に押し付けることは、長い歴史の中で作られた社会的文化的な成り立ちの醸成を削ぐものと思います。仏作って魂入れずのような法律にならないよう、もう少しの社会的文化的な啓発及び醸成の中での議論が必要だと思います。それが社会の成熟につながり、真のジェンダー平等の文化に繋がると思います。

以上のことにより、発議第 13 号ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書に反対いたします。